

2021年6月14日(月曜日)

午後7時より8時38分

商店街事務所

出席者 稲川理事長

佐藤副理事長

劔物副理事長

木村専務理事

鹿角弁護士

議題 推進協との和解において示された第三者委員会の設置の件

司会 劔物副理事長

理事長 この11番と12番、先生に説明してほしい

鹿角氏 まず11番の原告はその余の請求を放棄するということの意味は、和解書の第2請求の表示にある請求の趣旨及び原因は訴状及び訴状訂正の申立書に各記載の通りとなっており個々には書いてないんですけど、最初に相手が裁判所に申し立てるときに請求の趣旨というところに具体的に何を求めるかという請求を書いているんですよ。それについて裁判所は判断するんですけど、今回和解によって相手の請求の全部が認められたわけではなくて、一部和解で決めたわけですから向こうの請求というのはまだ残ってることになる、本来。和解で決めてないこととか、例えば1000万請求するというので500万和解したとしますが残り500万残ってます。そういった請求を放棄するということです。だから相手はほかにいろいろ求めてたんだけど今回の和解によって決めたことと決めてない部分の請求もありませんよということ。

木村専務ということはうちとしては負債的なものはないという判断ですよ。

鹿角氏 まあこの件に関してということですね。

木村専務これは条件に第三者委員会を作ってほかの問題点を解決するように、という話になるのか。

門野氏 まあ12番も同じことになるんですけど、今回定めたもの以外は一切貸し借りとか請求しない、この和解した日以降に発生したものは別ですけどね、和解までのいざこざに関しては簡単に言うともうここに定めているもの以外は一切ありませんということ。

劔物氏 趣旨に入っていないものだったらいえるということですか。

鹿角氏 ただここに定めるほかについて書いてあるんで、基本は趣旨に定めてなくてももうお互いに何も無いという取り決めを12番でしてるということ。

劔物氏 要は原告と被告と何かあったにしてもこの和解によって全部一応は丸く収めましょうねという内容ととらえていいんですよ。

木村専務高橋さんがさ、これねこういうふうになったけども、うちが敗訴だなんていう話してたんだが、そういう意味合いを含んでいるのか。

鹿角氏 それは内容によるんですけど、11番と12番は一般的な条項ですからこれで敗

訴じゃないです。向こうが訴えてきた項目今わかんないんですけど。

劔物氏 高橋さんが言うのは、ほとんどこっちの主張が認められないであっちの主張が通っちゃってる内容なんで、それは目澤弁護士の手腕なのかどうかと思いますけどそういうことを言ってるんです。

鹿角氏 12番で本件に関していってる時にはこの件にだけお互いに債権債務がないってことで、本件に関してことがないんですべてということでもいい。

木村専務 それに関してどういう理解をしてるんだかわかんないんだけど、原告側がね、向こうも弁護士が変にその、

鹿角氏 ただこれ見るとこっちがお金返すってことになってるけどまたもらってるんですよ。だから向こうは1409万円を返してほしいという裁判なってるわけですけど、これは返してまたこっち側に戻ってきてるんですよ。

木村専務 返せてって言ってきたときにはお金を返したということにはなってなかったんだから。

鹿角氏 1375万、返還義務のあることを認めるとなっていてこれだけだったら確かに向こうの言い分がほぼ通ったということになると思うんですけど、それを実質は地域のために利用されたものと認め返還義務を免除するということですから、むしろこちら側としては返さなくてよくなったわけですからそういう意味では必ずしも敗訴というわけではない。これだと一方的に1400万円を返せということだからどこかからお金を捻出して返さなければならぬわけですよ。むしろ向こうがムリ筋な裁判をしたのかもしれない。

劔物氏 11、12に関しては理事長は理解されたということで大丈夫ですね。それで、まず人選を決めないとうちにもならないない、先に進まないなど思ってた、坂元さん、高橋さん、山内さんやっばり私の息のかかった人じゃないのか、第三者性に欠けるんじゃないのかという指摘がありましたけど、あっちにそんな権限は本来ないです。ただ一方的にやりますといたら納得しないと思いますから一応理由としてですね、今日まず札幌弁護士会に電話しましてこういう案件があるのですが、紹介していただけないでしょうかという問い合わせをしました。そしたら弁護士会には紹介制度はございませんと、相談無料の法律相談の窓口がありますので、そちらの方に相談してみてくださいという回答なんですよ。ですからまずはあっちが言ってた弁護士会に聞いて紹介してもらったらどうかということに関してはそういう制度はないということなんです。それと税理士会にも一応同様に連絡しましたけどもそっちも名簿をお見せすることはできますけども紹介したりということは、そういう制度はございませんという話。そっちも同様に30分の無料相談というのはあるのでそれは予約すればできますよという案内、どっちにしても斡旋してもらおうということ是不可能なんで自分で探すほかないんですよ。で、今回の条件で予算も限られてて中身もいろいろややこしいことからやっばり鹿角弁護士に委員になっていただいてやるというのがごく自然なことだと思うので、それはちょっとだからと言ってこっちに有利なように片付けるということじゃなくて誠実にやりますのでと言うことで納得していただいて進めていかないとダメかなと思うんですよ。どっちにしても言うてくると思うんで。

鹿角氏 ま、ケチをつけるのは仕方ないと思うんですよね。ただ別に知り合いに頼んだから問題だということはあまりないのかなと思うんですよね、ただ、法律的な利害関係があるとかは別ですけど、知人ということなんで自分で探すのも知人に頼むのも一緒なんですよ。ただ、何か取引があったりとか、仕事で結びついてますとか相手方ですとかってなればそれは確かに公平な判断はできないかもしれませんが、ただ知り合いだからおかしいというのは間違ってるんですよ。法律的な利害関係も利益相反もないので、ただ何か言われても知り合いなのか、別にそれは探す一環でたまたまそうなっただけで自分たちで探すの大変だから。

木村専務 一方的にね、鹿角さんに頼んでそのように進めた時にこの前の言い分と違うということによってくるけどもはねのければいいのか。

劔物氏 一応山内さんに僕が連絡してこういう理由でメンバーはそういう人にしようと思ってますということは一応伝えないと、こないだ連絡くれという風に坂元さんが言ってたんで、山内さんには連絡します。ただ、僕山内さんに言ったのは一応話は聞きますけどあくまでもこれに関して意見を言えるようなあれではありませんのでオブザーバーとしてももちろん意見は聞くけどもそれに対してどうにかするという権利はないということはおいたんで、それはもうある程度信頼してもらってこっちできちんとやるという風に動いてるからということで、こないだもかなり言いましたんで。

木村専務 だから私たちが表に出ないのは個人感情はいるからだから劔物さんに頼んだり、弁護士に頼んでもらった方が、そういうところはわかってもらわないと。なんだ、やる気がないんだみたいにとらえるから。

劔物氏 それはちょっといって納得してもらわないと。一応理事会で決めましたという風に例えば次回の理事会で第三者委員会のメンバーを鹿角弁護士、もう一人横山弁護士が受けてもいいですよとおっしゃってくれてるんでその人はもしくは会計系の人一人入れるんであれば一人あれしといて理事会で承認されたら文書で一応報告するぐらいにしてああだこうだいえなような形にした方がいいんじゃないかなと。

佐藤氏 文書でのやり取りはいいですね。

理事長 どっちにしても第三者委員会作らなきゃならない。まずそこを進めていかなければ、向こうもさ、違うんじゃないかという

劔物氏 ですから案として鹿角弁護士と横山弁護士、鹿角さんの同期。

木村専務 作ってこっちから向こうに伝える、メンバーいって何かやってもらうと、その時には向こうに聞きたいことを聞く必要があるの。

劔物氏 ないです。

鹿角氏 実際にはないんですけど、和解が原告と被告の間の和解だから、一応言った方が、報告ぐらいはした方が親切かもしれない。

木村専務 向こうの人がたにこういう風にやりますと、跡ははねのけるものあるとしっかりはねのけたね、ことを説明してもらわないと、向こうもただ全部一方的にうちのあれでやったっていう又変な感情持たれてもヤダと思うんで、その辺を手順があるんであれば手順を踏んでほしいなと思いますけど。

劔物氏 あっちがね、たぶん聞きたかったのが、何年に横領があったとか何年に用途不明金があったとか、あっちの主張ですよほんとにあったかどうかは別として、こういうのは調べられるのかということを知りたいかというのを聞いたかというように、とにかく。要は、それを聞きたいがためのこの項目をリストアップという意図がね。

鹿角氏 その調べられるのか、というのが回答しようがないというか調べようと思ったら調べることはできるかももしかしたら知らないですよ。時効もありますし調べようと思えば調べるというのが物理的にはできるかもしれませんが、重要なのは第三者委員会として何を目的とするかというのを明確にする必要が、それはこちら側で決めるしかないと思うんですよ。

劔物氏 だからそれは理事会であくまで諸問題を是正するためにお金の事とか、そういう諸問題、情報開示の事とか、総会で何でもきちっと報告するだとかそういうことを仕組み作りをしますということで理事会ではみんなの総意で決めた。それを相手方に事前に通知ぐらいはしてもいいのかもしれないけど、それで意見を言ってきたとしてもそれはもうできないというしかないと思うんですよ。ただ、目的設定にあたってヒアリングぐらいはしてもいいかもしれないしそれをもとに少しこっこの目的を変えてみましたがいいかもしれないんですけど。すべて相手の希望でやる必要はないし、いったんそれで決まれば第三者委員会としてはそれにもとづいてやる、それ以外の事はやりませんとしか言いようがないということなんですよ。

理事長 あのひと話しても 100%納得しない、あの人は。

劔物氏 お互い協力し合ってやっていくというのは無理なんで。

理事長 自分の都合のいい時には多数決、悪い時は満場一致そういう具合に分かれちゃってる。だからこないだもさ、商店街では多数決で決めるのかというから、そんなことありませんよ、お互いに納得するように話してるんですよ。

木村専務 高橋さんは過去のことできないんだっいたらいらないだろうっていうんだからね。

劔物氏 それだと終わらないですよ、逆に。

理事長 この間もね、前々回の理事長の話出てきたって我々はわからないわけさ、書類もほとんどないわけさ、そしてごたごたして事務所変わっちゃってるから。

鹿角氏 例えば第三者委員会としてはそのことは調べませんと、それ以外に言われても和解条項にも入ってませんしそれはそちらの意向でもできませんと言って、万が一相手方がですね、組織として推進協議会がそれだったらやる必要ないからいいよって言えばそれで合意すればやらなくてもいいです。和解書に書いてても、別にこの内容はお互いが決めたことですからお互いで別になくすこともできるんで。

理事長 今から 10 年ぐらい前のやつをね探し出してもその時には総会で決まっちゃってね、それで我々動いてるんだからそれをまたひっくり返すんだったら。

木村専務 内容はもう 10 年以上前さ。これ分かって 10 年だから、その前にあったやつがいろいろと問題があると言ってるんだから確かに事実だったかもしれないけど細かいことは絶対わからないんですよ。

鹿角氏 だから言ってもいいと思いますよ、第三者委員会としてこの項目を、まあちょっとその諸問題というのが抽象的すぎるんで、第三者委員会も困ると思うんですよ、何やっていいかって、広すぎると逆に横領とかというのでも調べていいのかという

風にも第三者委員会としてなってしまう可能性もあるんでそれは組合側で第三者委員会を立ち上げる目的を具体化して。

理事長 私はね、第三者委員会作るのはいいんですよ、テレビなんかに出てくる第三者委員会って総会の時にそんなに決まなくてそれだったら第三者委員会でやりなさいっていうんだったりだけど、過去の事を10年ぐらい前の事をさ、第三者委員会ではあまりテレビでもやらないよね。

劔物氏 いや、だからそれはやらないですよ、あくまでも。

理事長 私はあくまでもこれから、今日から。

劔物氏 それはもう決めたんです、みんなの総意で。

理事長 だけどあの人はちょっと違うんだわ。

劔物氏 そこは答えない、諸問題の中にそれがもしあるんであればそういうことが起きないようなあれはしてもらって、それが定款に足りない判断されたのならなんか規約を作るとかそういう必要があると思う。だから、定款も見てもらわなきゃだめだと思うんで。これ古いかもしれません。これだと期中退会もできないことになってるし、貸付もできるようになってるから。

理事長 特別委員会とか名目は別として、彼と話すでしょ、そしたら翌日自分の弁護士に行ってまあ相談するんだ。

鹿角氏 事件にはならないですから、相談ぐらいはするかもしれないですけど。具体的に弁護士つけてどうこうできる事案じゃない。

理事長 和解の時に私確かに出なかったんだけど、一回も。出たかったんだけど目澤先生が出なくてもいいというから出なかったんだ、それが今でも根に持ってるわけ。で、会う度にお前が出てこなかったから、というから二、三日前ちょっと熱くなっただけだね、やっぱり出ないとならないもんかい。

鹿角氏 普通は出ないですよ弁護士が代理人になってるわけだから。出るんだったら弁護士つける意味ないですよ。

佐藤氏 質問なんですけど、これは推進協で和解したということで、もう一つはお金の解決の仕方が納得いかないからそれについて何回も言い続けているんですよ。劔物さんが整理して下さって、推進協はもう和解をしたから推進協という組織と私たちの理事会でやっていくことは第三者委員会を作っていくから今これまでトラブルがあったような問題が二度と起きないように組織の在り方とか開示請求の仕方がこうだったらこうすとか、そういうことをやっていきますからと言っていてこっちでまだ納得いかないいろんなことは一組合員としてさらに問題があれば、それはまた別の事ですから整理してくれてるからいいと思うんですよ、それで第三者委員会で古かったところをもう一回納得するように改めてみてそれが資料ももうなくてこれ以上何ももうできないということになったらそれはもう納得するって言ってるんですよ。なので、例えば、あるかどうかわかんないそのことも一つ第三者委員会の方に入れようと自分たちが決めればそうなるしこれはまた別の事だからやろうということになれば、ずっと言われ続けるのも嫌なんでこっちも。

鹿角氏 それを入れるというのであればそれを第三者委員会で調べることになるかもしれ

ないですね。

木村専務 調べるといふ返答してもだよ、そういう風にスタッフがいても結局おそらくね、調べるといふことになるとおそらく莫大な時間と。

劔物氏 調べるといったら調べなければダメですよ。

木村専務 それはお互いに不都合だと思うんだ、だからそこをできないというような何かで発言をしてもらった方がいいのかもしれないよね。

鹿角氏 ただそれは第三者委員会からではないのですよね。

木村専務 どういう区別をしてくるかによるんだけど、一組合員としても10年以上前の色んな向こうが納得しない内容って結構あるのさ。これを調べてほしいというのが向こうの思いだから。

佐藤氏 だけど、ちょっとそこでだから目澤先生がもうすでに西田さんの時の事とそのあとの事も。

木村専務 いや、おおきいところはね。いや、永倉さんの関係のところもあるのさ。

佐藤氏 それはやってないでしたっけ。

木村専務 やってない。私も分かんないけどね。

劔物氏 でも僕的にはそれはたぶん推進協原告が主張できる内容でなかったからこの裁判に入れられなかったと思うんですよ、弁護士さんも。だから、何とか聞きたいから新たに訴えを起こすということは不可能なんでそれでこの項目入れたんだと思うんですよね。だからそれをやるんだったら自分で訴えを起こしてください、いう風にした方が、まあ確かに言ってくると思うんですけど。

理事長 おそらくね、細かい資料はないと思いますよ、総会資料の中には出てるけども。

木村専務 典子さんあれ、高橋さんが6000万だとか言ってたでしょ。あれがそもそもの調べた時の商店街の不明金が6000万とかもう、私は3000万ぐらいと聞いてなかったんだけど、どんどん調べてって勝手に6000万に膨らまされたもので、なんのあれもなしにね、それだけのお金が商店街として何年かにわたって不明金として扱われているという風になんかの話でそう思ってるから。いや、ないんだ、それは。

劔物氏 一番最初の4000万は見えますよね。

鹿角氏 それが裁判になってる。それはこの件で取りあえずは終わったことになる。

木村専務 一般会計も不明朗な時代があって何年かに、それを全部。

鹿角氏 不明朗というのはどういう意味ですか。

木村専務 当時まだコンピューターのない時代、入れたくらいから駐車場を手書きでやりしてたのさ。そういうのがいろいろと誰かがおかしいといった人間が山内さんの耳に伝わってるわけさ。それからイベントやった時の会計だとか、それがね、向こうは聞いてしかいないんだけどそういうのがある程度、北川さんという人がもしかしたら商店街でこのぐらいのお金を不明金になってる部分があるかもしれない、とぎっくり言ったのさ、なんもないんだよ、それで調べて流用したお金は1300万ぐらいのお金で収まったんだわ。でそれを返してもらった。4000万はダイエーがうちの方に供出したお金。それを商店街が直接会計に組み込まないで麻生商店街近代化推進協議会というところで預かり金として入れてたわけですよ。何

年かしてそれを小出しにイベントで大きなお祭りごとに少し使った。

鹿角氏 1375万円というのは。

木村専務いや、それはね、前理事長の使い込みが発覚ということですね。

鹿角氏 これは、証拠があって発覚したわけですか。

木村専務証拠はもう上がったんだけど、細かいところまでは証明できなかったんだ。

劔物氏 それは本人が認めてこうなってるだけなんですよね。その人だけが言ってみれば正直で。

木村専務もっとあったと思うんだ、向こうはそれで収まってよかったと思います。

理事長 1375万というのは、西田から返してもらった金、それを目澤先生の方に一回返してそれを弁護士さんの方からうちに来たんだわ。それが結局むこうとしてはその金はいったん(推進協に)入れちゃってそこからもらえばよかったんだけど直接うちらがもらって、彼は知ってたよ、その時に説明してんだから。

鹿角氏 西田さんは1375万円用意して返したわけですよ。

理事長 それは俺らの金だというわけ、山内さんは。その時あの人もちょうと役員してたんだわ、副理事長だったっけ。その時に返してきたやつを、じゃ防犯カメラをつけましょう、舗装も直しましょう、りあんのやつも、移動するときかな。

鹿角氏 その4000万から使ったからということじゃないですか、1375万は、その4000万は本来協議会のものでそこから1375万出たからそれは本来協議会に返すものだという。で、さっきの話の他の人たちというのはその4000万の預かり金からとったというんですか。

木村専務これは商店街のもんだったんだけど、単なる商店街の架空名義を作って入れてたんですよ。

劔物氏 その時は、西田さんとかは自由に引き出せたんですね。

木村専務いや、それは違うんだ。そのお金を預かってたのは高橋さんのお父さんがなくなっただ。

劔物氏 高橋さんのお父さんはまじめに保管してたんですね。

木村専務そうそうそう、で使うときには商店街で20周年か30周年のあれを作るときに、薪能だとか、何百万だとか使わしてくれて言って了解をもって使ってた。

劔物氏 どういう収入にしてたんでしょうね、そういうときって。

木村専務だから借り入れさ。

劔物氏 推進協収入ないのに貸せるっていうのおかしいですよ。

木村専務まあ、作文作ったわけさ。

劔物氏 で、高橋さんがなくなって、

木村専務通帳保管する人がいないから商店街で預かりますって持って行ったのさ。

理事長 先生ね、やっぱりね、ダイエーからもらった金ありますよね、4000万、このもらったやつを振興組合に預金しなかったのが悪いんですよ。そこでもう脱税しちゃってるから。

劔物氏 いや、でもそれはちょっとヨッコしておこうね、と思ったんでしょうね。

理事長 これが(歴代役員の名簿)4000万の税金を納めるともったいないと、そのために定期預金を設定した、その約20年ぐらい利息で仕事していたわけさ。それで途

中で西田という人がいろんな事業で失敗しちゃってそこで使ったりして駐車場も始め手書きの件だった。一班、二班、三班と別れていて、見てはいないけど(売り上げを着服した)

鹿角氏 西田さんで10年前ということですよ。後、金子さん、小林さん、三瓶さん、本間さんのころはもらってないですよ。実際もらったのは55年ですから、結局三瓶さん、金子さん、小林さんが結局横領してたかどうかを向こうは知りたいということなんですか。西田さんの件はもうこれで解決しているわけですよ。

木村専務 いや、今度はねイベントの不明金だとか決算的なものにいろいろと誰かが関わってるんじゃないか。

劔物氏 事業決算がないと言ってたんですよ。

鹿角氏 西田さんのころからということか。

木村専務 西田さんのころから永倉さんにかけてだね。

鹿角氏 事業決算の話はその4000万の寄付から出てるんですか。では、寄付の問題と事業決算のやり方とはまったく別個の問題ですね。

劔物氏 要は架空の会社作って自分に発注したようなお金回してるんじゃないかということですね。それはいつの事業ですか。

木村専務 大きいのは、永倉理事長が理事長の前にかかわったことものと、追及したんだわ、西田さんの問題出てきてから。いろんなお金の使い道の話とか人からのうわさとか、・ ・

劔物氏 それは何年の事か。

木村専務 まず、盆踊りだとか、

劔物氏 ちょこちょこ全部ということですか。

木村専務 そうそうそう。

劔物氏 その度にやってるんじゃないかということですか。

木村専務 そういうこともあの人たちは誰かが変な噂するときは、これも怪しいあれも怪しいと思って。証明はできないです。

劔物氏 ほぼその事実はないってことですか。そう勘ぐってるってことですか。

木村専務 そう。

鹿角氏 その会計資料はあるんですか。

木村専務 会計資料はね、決算書にあるのと、後、永倉さんの後からはしっかり事業のあれ細かい会計はね、税理士がみているから。それまではね、税理士がね、いなかった。会計士さん入れて、まあ私知ってるんですけどね、お父さんが税理士で頼んでただけど、そのあとにね別な人がめくらばんで税理士のやつ書いてもらったんだわ。この辺もね、少し不明朗だと。商店街に合わせてもらって都合のいいように西田理事長の時代に作ったというのが私も会議に出てその総会の前の決算書の会議を開くのに私もあまり入ったばかりで口出ししてなかったんで、西田さんて12年の理事長の時にいてね、1年半ぐらいは商売してなくて理事長の席にいたもんだから、そのへんのことも色々聞いてきたんじゃない、周りから。よく言った人も悪く言った人もいるわけさ。そういう疑問点を探せと。はっきりさせるというのが

劔物氏 だから、僕としては、そういう事業決算必ずつけますよとか、そういうきちっとしたルールを作って報告すればそれはそれで納得してもらえないともう。個々の案件を調べるといふやなくて。こういうことがあった、ヒアリングの中で合った項目に対してそういうことができないようにその年度その事業ごとの決算書を添付しますよ、総会で出すかどうかは別としてですよ、但し量ちゃんと残しますということ。

木村専務 この10年ぐらいに関してはほぼ残ってるんだけど。

理事長 我々のやることじゃほとんど

劔物氏 それを一つ一つクリアして行って最終報告して今回はこれで終わりとそれ以外の件は個別に、まあどうしてもだったらしてもらえないけど、してくれていうのは。

木村専務 商店街は過去のやつはなきゃならんわけでしょ、ま、10年未満は、だからそのころから、ま5、6年ぐらい前から過去の見せれ見せれと言ってきたのさ。

劔物氏 それもちょっと相談したかったんだけど、開示請求って定款にあるんですよね。これって、いつまでとかそういうのはないのかな。こんな事一一されたらね、どこでしたっけ、開示請求って、開示請求のなんか2週間とかなんとか、あ、これ、100分の3ってこれ、今80何人だから三人いるからすぐね、これをね、まづ100分の3にこだわってるんですよ。これっていつまでってありますか。

鹿角氏 いや、それも会計帳簿で保管期間が決められているんで10年だからそれは、やっぱり組合員も組合費はらってるわけなんだから、それは応じる必要あるんですけど、こちらでコピー取るんじゃなくて書類を渡してじゃコピーしてください、という話になるかと思うんですよね。ただそれは共有物だからそれは拒むことはダメです。具体的にそれで証拠がつかむんだったらそれはそれでじゃあその証拠を呈示して永倉さんの不正を暴いてとかある程度証拠月間だったらそれについて第三者委員会を又作って調査すれと言えればいいと思うんです。ちょっと抽象的なことに対して何でもかんでも疑わしいから第三者委員会を作ってくれという話にはたぶんならないと思うんですよね。結局は無理なんじゃないですか。結局向こうはちゅさしてほしいということだから、それを実現するかしないかなんですけど、ただそれをやるのは結構やっぱり大変ですし、する必要があるのかなというところがあるんですよね、永倉さんの調査をある程度向こうが証拠をつかんで永倉さんがちょっとおかしいっていうのを掴んだんであればそれはもしかしたらやる意味はあるのかもしれないですけど。

木村専務 いやそれ絵はね、永倉さんの理事長の時代には証拠になるようなことは残ってないと思います。ただ、不振を抱かれている内容は多々聞いてはいるけどね。確かに不振を抱かれるようなやり方をしてる。

鹿角氏 だからそういうやり方があったってことだけ、ヒアリングで聞いて今後そういうことのないようにっていう。

木村専務

45m06s

